

【HP用資料】

令和3年度 第2回近畿地方整備局 総合評価委員会

近畿地方整備局
令和3年12月

○ 総合評価方式の配点見直し【施工能力評価型】

[R3現行]

分類	評価項目	配点			
施工能力等	同種性の高い施工実績	4	最大25 I-CON 活用工事 の場合でも 最大25点		
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	4			
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰	最大2			
	工事成績優秀企業認定	1			
	有用な新技術の活用	最大1(2)			
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》			
	現場従事技能者の配置	最大3(0)			
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	最大3(0)			
	ISO9000シリーズ認証取得	— (1)			
	地域内工事の実績	3			
	災害協定の締結	— (1)			
	建設業事業継続計画(BCP) 認定の有無	1			
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3			
	災害活動に対する表彰	最大2			
	自由枠	最大2			
	配置 の予 定 能 力 技 術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験		3	最大15 AS舗装工 事の場合 でも 最大15点
		同種性の高い施工経験		3	
		同種工事の経験についての工事成績評定		5	
		技術者表彰		2	
	継続学習制度(CPD)	2			
	《舗装施工管理技術者資格》	《2》			

- ※1：企業の施工能力欄の（ ）内は、現場従事技能者の対象工種がない場合
- ※2：企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載
- ※3：配置予定技術の能力欄の《 》内は、AS舗装工事のみ記載

事項	配点	
①工事施工上の留意点	6	10
②留意点に対する検討事項及びその理由	(2×3項目)	
③工程表の作成	4	

[R4見直し]

評価項目の見直し (赤字)
評価項目の内容見直し (青字)

分類	評価項目	配点			
施工能力等	同種性の高い施工実績	4	最大25 I-CON 活用工事 の場合でも 最大25点		
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	4			
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・工事成績優秀企業認定	最大3			
	有用な新技術の活用	最大1(2)			
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》			
	現場従事技能者の配置	最大3(0)			
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	最大3(0)			
	ISO9000シリーズ認証取得	— (1)			
	地域内工事の実績	3			
	災害協定の締結	— (1)			
	建設業事業継続計画(BCP) 認定の有無	1			
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3			
	災害活動に対する表彰	最大2			
	自由枠	最大2			
	配 置 の 予 定 能 力 技 術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験		3	最大15 AS舗装工 事の場合 でも 最大15点
		同種性の高い施工経験		3	
		同種工事の経験についての工事成績評定		5	
		技術者表彰		2	
		継続学習制度(CPD)		2	
	《舗装施工管理技術者資格》	《2》			

- ※1：企業の施工能力欄の（ ）内は、現場従事技能者の対象工種がない場合
- ※2：企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載
- ※3：配置予定技術の能力欄の《 》内は、AS舗装工事のみ記載

事項	配点	
①工事施工上の留意点	6	10
②留意点に対する検討事項及びその理由	(2×3項目)	
③工程表の作成	4	

① 各種建設業団体からの意見・要望を反映

○ 総合評価における評価基準見直し【地域内工事の実績】

- 地元企業の参加意欲を高めるため、**地域内工事の実績の評価について、発注者毎の評価から、施工場所（自治体単位）での評価に変更する。**

変更前

評価項目	評価基準	配点
地域内工事の実績	元請けとして完成し、引渡しが完了した当該工事实施市町村内での工事实績 ※営繕工事、土木営繕工事を除く	最大3

※加算点の評価方法

- ・国土交通省(大臣官房庁営繕部又は各地方整備局)の工事 3点。
- ・国土交通省(上記以外)・他省庁・特殊法人等・地方公共団体・地方道路公社・日本下水道事業団の工事 1.5点

変更後

□ 発注者毎の評価から、施工場所での評価に変更

評価項目の見直し（赤字）

評価項目	評価基準	配点
地域内工事の実績	元請けとして完成し、引渡しが完了した当該工事实施市町村内 又は府県内 での工事实績 ※営繕工事、土木営繕工事を除く	最大3

※加算点の評価方法

- ・元請けとして完成し、引渡しが完了した当該工事と同じ市町村の場合、3点。
- ・元請けとして完成し、引渡しが完了した当該工事と同じ府県の場合、1.5点。
- ・対象は、国土交通省・他省庁・特殊法人等・地方公共団体・地方道路公社・日本下水道事業団の工事。

① 各種建設業団体からの意見・要望を反映

○ 総合評価における評価基準見直し【社会条件に配慮した工事】

- 地域間の公平性を確保するため、**当該事務所と同じ発注工事の場合1点、他事務所での発注工事の場合0.5点とする。**

変更前

評価項目	評価基準	配点
社会条件に配慮した工事の実績	社会条件に配慮した工事の実績応じて加点	最大3

※加算点の評価方法
・工事の実績が3件以上は3点、1件以上3件未満は1点。

※営繕工事、土木営繕工事を除く

変更後

評価項目の見直し（赤字）

評価項目	評価基準	配点
社会条件に配慮した工事の実績	社会条件に配慮した工事の実績応じて加点	最大3

※加算点の評価方法
・工事の実績評価は最大3件とする。
・ただし、履行証明書と同じ事務所の発注工事は1件あたり1点、履行証明書と別の事務所の発注工事は1件あたり0.5点として累積する。

※営繕工事、土木営繕工事を除く

※B+C等級工事については本評価項目は対象外とする

社会的条件が制約され厳しい条件の対象工事

項目	評価対象事項(代表的事項等)
①地中障害物	<u>地下埋設物等</u> の地中内の作業障害物
②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中 <u>道路・架空線・建築物等の近接物</u>
③騒音・振動	周辺住民等に対する <u>騒音・振動の配慮</u>
④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の <u>作業スペースの制約</u>
⑥現道作業	現道上での <u>交通規制を伴う作業</u>
⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等

① 各種建設業団体からの意見・要望を反映

○ 総合評価における評価基準見直し【災害活動に関する評価】

- 災害活動に対する評価を幅広く評価するため、**対象機関に特殊法人等を追加。**
- また、**下請け企業として取り組んだ災害活動**についても、**表彰された元請け業者との関係が**確認できれば**加点**対象とする。

変更前

評価項目	評価基準	配点
災害活動に対する表彰	災害に対する活動について、全国の行政機関から授与された表彰・感謝状の有無	最大2

※加算点の評価方法

- ・中央府省の大臣又は地方支分部局の局長から授与の場合は2点。
 - ・上記以外の行政機関(事務所、地方公共団体等)の場合は1点
- ただし、複数表彰がある場合は累積する。

変更後

評価項目の見直し(赤字)

- 評価する対象機関に特殊法人等を追加
- 下請け企業として取り組んだ災害活動についても、表彰された元請け業者との関係が確認できれば加点対象とする。

評価項目	評価基準	配点
災害活動に対する表彰	災害に対する活動について、全国の行政機関から授与された表彰・感謝状の有無	最大2

※加算点の評価方法

- ・中央府省の大臣又は地方支分部局の局長から授与の場合は2点。
 - ・上記以外の行政機関(事務所、**特殊法人等**・地方公共団体等・**地方道路公社**・**日本下水道事業団**)の場合は1点
- ただし、複数表彰がある場合は累積する。
- ・**下請け企業として取り組んだ災害活動についても、表彰された元請け業者との関係が確認できれば加点対象とする。**

① 各種建設業団体からの意見・要望を反映

○ 総合評価における評価基準見直し【施工能力確認タイプの適用範囲】

- 対象工事を工事の品質への影響が少ない、**難易度が比較的低いものに限定**
- また、対象工事から**分任官特例を削除**。

変更前

対象工事

- 工事種別は、全ての工種が対象（営繕及び土木営繕を除く）
- 工事難易度は、**技術的難易度が比較的低いⅠ～Ⅲ**の工事
- 工事の規模は、**分任支出負担行為担当官発注の工事（分任官特例含む）**
※発注方式は施工能力評価型（Ⅱ型）を適用

変更後

- 工事難易度をⅠ～Ⅱへ変更
- 分任官特例を対象外とする

評価項目の見直し（赤字）

対象工事

- 工事種別は、全ての工種が対象（営繕及び土木営繕を除く）
- 工事難易度は、**技術的難易度が比較的低いⅠ～Ⅱ**の工事
- 工事の規模は、**分任支出負担行為担当官発注の工事（3億円以下）**
※発注方式は施工能力評価型（Ⅱ型）を適用

※状況により、
弾力的に運用する

※施工能力確認タイプ

- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、公共投資の早期執行により景気の下支えに万全を期す観点から、一層の円滑な発注および施工体制の確保を図ることを目的としている。
- ・技術点を設定せず、基礎点と施工体制点を入札価格で除した評価値で評価するもの。

※分任官特例

- 円滑な発注及び施工体制の確保の必要があるため、地域企業の活用に配慮しつつ、技術者・技能者の効率的活用を図るため、適切な工事規模・内容での発注するもの。
- ・分任支出負担行為担当官（分任官）の上限額は3億円
 - ・会計細則第83条の特例申請にて承認された「分任官特例工事」は上限額を引き上げ
 - ・上位等級を含めた発注ロット拡大策として展開

① 各種建設業団体からの意見・要望を反映

○ 総合評価における評価基準見直し【自治体実績評価タイプ（新規）】【施工能力評価型（Ⅱ型）】

- **地方整備局発注工事の実績のない（少ない）地域の優良な施工業者**に対し、自治体の実績等によって直轄工事への参入を可能とし、**地域社会の安全・安心の確保を担う担い手を確保**することを目的とする。
- 総合評価において、**本支店営業所の所在地や施工実績、防災に関わる取り組み体制や活動実績を評価。**

対象工事

- 工事種別は、一般土木工事C+D等級
- 工事難易度は、技術的難易度が比較的低いⅠ～Ⅱの工事
- 工事規模は、2億円未満の工事
- 各業団体と調整の上実施

【参考】競争参加資格における等級区分による

等級	予定価格
C	6,000万以上～3億未満
D	6,000万未満

【一般土木工事】

競争参加資格

- 企業の要件として、**同種工事の施工実績は近畿地方整備局及び各府県・政令市の発注工事**に限る。
- 同種工事の実績の成績は、**近畿地方整備局発注の工事である場合、工事成績評定点が65点未満（低入工事は70点未満）でないこと。**また、**各府県・政令市の工事である場合は、工事成績評定点が70点未満でないこと。**
- 配置予定技術者の要件として、**同種工事の施工経験は問わない。**

総合評価

- 技術評価点の配点は、**企業の施工能力（25点）のみ**
- 企業の施工能力については、**新技術の活用、地域精通度・地域貢献度に関する項目**について評価
- **配置予定技術者の能力については、評価しない**
※発注方式は施工能力評価型（Ⅱ型）を適用

【現行の施工能力評価型】

分類	評価項目	配点
施工能力等	同種性の高い施工実績	4
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	4
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰	最大2
	工事成績優秀企業認定	1
	有用な新技術の活用	最大1(2)
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》
	現場従事技能者の配置	最大3(0)
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	
	ISO9000シリーズ認証取得	－(1)
	地域内工事の実績	3
	災害協定の締結	－(1)
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3
	災害活動に対する表彰	最大2
	自由枠	最大2
配置予定能力技術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	3
	同種性の高い施工経験	3
	同種工事の経験についての工事成績評定	5
	技術者表彰	2
	継続学習制度(CPD)	2
	《舗装施工管理技術者資格》	《2》
		最大25 I-CON 活用工事 の場合でも 最大25点
		最大15 AS舗装工事 の場合でも 最大15点



分類	評価項目	配点
施工能力等	同種性の高い施工実績	－
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	－
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・工事成績優秀企業認定	－
	有用な新技術の活用	2
	《ICTの活用(i-Construction)》	－
	現場従事技能者の配置	－
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	－
	ISO9000シリーズ認証取得	－
	近隣地域における本店の有無 ・施工箇所の市町村に本店がある場合：8点 ・施工箇所の市町村に隣接する市町村に本店がある場合：4点	8
	企業の近隣地域での施工実績 ・施工箇所での施工実績がある場合：6点 ・施工箇所の市町村に隣接する市町村での施工実績がある場合：3点	6
	災害協定の締結	3
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	3
	社会条件に配慮した工事の実績	－
	災害活動に対する表彰	3
	自由枠	－
配置予定能力技術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	－
	同種性の高い施工経験	－
	同種工事の経験についての工事成績評定	－
	技術者表彰	－
	継続学習制度(CPD)	－
	《舗装施工管理技術者資格》	－
		最大25

① 各種建設業団体からの意見・要望を反映

○ 総合評価における評価基準見直し【一括審査方式の見直し】

- 本官工事については、同一事務所でなくても一括審査方式を適用可能としていたが、さらなる負担軽減のため、分任官工事についても、**府県ブロック内の事務所**まで適用範囲を広げる。

適用条件

以下の条件をすべて満たす2以上の工事。

ただし、分任支出負担行為担当官発注で難易度が低い工事については、イ) から二) までの条件をすべて満たせばよい。

- イ) 支出負担行為担当官が**同一である工事**
又は**右表に示す各府県ブロック内の工事**
- ロ) 工事の目的・内容が**同種**の工事であり、**技術力審査・評価の項目が同じ工事**
- ハ) 工事種別及び等級区分が**同じ工事**
- ニ) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定の**それぞれについて同一日に行うこととしている工事**
- ホ) 求める技術提案のテーマが**同一となる工事**（施工計画の場合も可）
- ヘ) 技術的難易度について今回求めるテーマに関連のある項目の**評価が同じ工事**

府県ブロック名	事務所名
福井ブロック	福井河川国道事務所(※)
	足羽川ダム工事事務所
	九頭竜川ダム統管理事務所
滋賀ブロック	滋賀国道事務所(※)
	琵琶湖河川事務所
	大戸川ダム工事事務所
	福知山河川国道事務所
	京都国道事務所 京都営繕事務所
兵庫ブロック	兵庫国道事務所(※)
	豊岡河川国道事務所
	姫路河川国道事務所
	六甲砂防事務所
	国営明石海峡公園事務所
大阪ブロック	淀川河川事務所(※)
	大和川河川事務所
	大阪国道事務所
	浪速国道事務所
	猪名川河川事務所
	淀川ダム統管理事務所
	近畿技術事務所 近畿道路メンテナンスセンター
奈良ブロック	奈良国道事務所(※)
	紀伊山地砂防事務所
	木津川上流河川事務所
	紀の川ダム統管理事務所
	国営飛鳥歴史公園事務所
和歌山ブロック	和歌山河川国道事務所(※)
	紀南河川国道事務所

(※) 技術審査担当事務所

① 各種建設業団体からの意見・要望を反映

○ 総合評価における評価基準見直し【カーボンニュートラル推進の取り組み【技術提案評価型】】

- 2050年のカーボンニュートラルに向けて、政府全体で様々な取組が進められているとことであり、脱炭素社会を目指す中で、インフラ分野の役割も大きく、**1次審査の企業評価において「カーボンニュートラルに関する取組実績」を評価。**
- 燃費性能に優れた建設機械を用いた工事の施工実績又はS B T 認定取得企業の証明の確認。

対象工事

- 工事種別は、WTO対象工事（一般土木工事）

総合評価

- 一次審査は、燃費性能に優れた建設機械を用いた工事の施工実績又はS B T 認定取得企業の証明の確認

評価事例

- 低炭素型建設機械・燃費基準達成建設機械を用いた工事の実績
- 企業が設定する温室効果ガス排出削減目標を認定機関が認めたもの

分類	評価基準	配点	
企業の施工能力	W L B 関連認定制度の認定の有無	1	3
	「労務費見積り尊重宣言」の有無 【試行】	1	
	カーボンニュートラルに関する取組実績 【試行】	1	
技術提案	指定テーマ1	20	20
追加選抜枠	段階的選抜工事における一次審査での非選抜回数	3	5
	過去5年間の近畿地整発注における同種工事の受注件数	2	

② 工事成績・表彰の見直し

○ 近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点

- 工事成績評定をより総合評価に反映させるため、**評価点の内訳を工事成績評定の平均点幅、2点から1点に見直し。**

変更前

評価項目	評価基準	配点
同種工事の過去4年間の工事成績評定の平均点	過去4年間に元請けとして完成し、引渡しが完了した近隣地域地方整備局発注工事の工事成績評定の平均点	最大 4
※評価点の内訳 ・当該工種の工事成績評定の平均が80点以上 4.0点、78点以上80点未満 3.5点、76点以上78点未満 3.0点、74点以上76点未満 2.5点、72点以上74点未満 2.0点、70点以上72点未満 1.0点、65点以上70点未満 0点、65点未満 -5.0点とする。		

※営繕工事、土木営繕工事を除く

変更後

□ 評価点と工事成績評定点の組み合わせを見直し

評価項目の見直し (赤字)

評価項目	評価基準	配点
同種工事の過去4年間の工事成績評定の平均点	過去4年間に元請けとして完成し、引渡しが完了した近隣地域地方整備局発注工事の工事成績評定の平均点	最大 4
※評価点の内訳 ・当該工種の工事成績評定の平均が80点以上 4.0点、79点以上80点未満 3.5点、78点以上79点未満 3.0点、77点以上78点未満 2.5点、76点以上77点未満 2.0点、75点以上76点未満 1.0点、65点以上75点未満 0点、65点未満 -5.0点とする。		

※営繕工事、土木営繕工事を除く

② 工事成績・表彰の見直し

○ 工事成績優秀企業認定

- 優良企業の育成を目的として「優秀企業認定」を評価してきたが、多数の企業が優秀企業認定の評価点まで到達。
- より公平な競争を確保するため、**個別項目から表彰項目の中にも含める。**

変更前

施工能力等	企業の施工能力	表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 	最大2
		工事成績優秀企業認定		1

変更後

□ 工事成績優秀企業認定を個別項目から表彰項目の中にも含めた

評価項目の見直し（赤字）

施工能力等	企業の施工能力	表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・工事成績優秀企業認定 	最大3

【加算点の評価方法】

- 優良工事等施工者
局長表彰 1.5点、事務所長表彰 1点
- コンクリート構造物品質コンテストの表彰
特別優秀賞 1.5点、優秀賞 1点、入賞 0.5点
- 下請企業表彰
表彰を受けていれば1点
- 近畿建設リサイクル表彰
大賞（旧名称：優秀賞または会長賞） 1点、奨励賞 0.5点
- 工事成績優秀企業認定
認定された企業は、認定後1年間 1点

※ただし、それぞれの表彰において複数表彰を受けている場合においては累積しない。

③ 全国統一された考え方による、記載内容の変更

○ 生産性向上の取り組みに関する評価の統一

- 技術提案評価型については、全国的に統一された考え方へ変更し、**新たに施工能力評価型（I型）についても生産性向上に関して評価を行う。**
- なお、令和4年度の入札公告から、各地整等で運用予定。

技術提案評価型（SI、SII型）

※全国的に統一された考え方に変更

指定テーマ(課題)に対して、複数求める提案のうちの一つを生産性向上に資する提案として設定

現行の求める提案

ICTを活用した施工の省力化（時間）、省人化（人）、安全性向上のいずれかに資する提案を求める。

改正の求める提案

- ・施工の効率化、省力化に関する技術提案
- ・労働環境の改善に関する技術提案
- ・情報通信技術（ICT）の活用等による生産性向上に関する技術提案のいずれかに資する提案として求める。

施工能力評価型（I型）

※施工計画書に「施工の効率化や新技術の活用による生産性向上」を追記

現行の施工計画書

本工事を円滑かつ的確に実施するにあたり、現場状況、気象条件、周辺環境等の制約となる技術的な課題を整理し、特に重要と思われる留意点を3項目記述すること。

改正の施工計画書

本工事を円滑かつ的確に実施するにあたり、現場状況、気象条件、周辺環境等の制約となる技術的な課題を整理し、特に重要と思われる留意点を**2項目記述すること。**

加えて、下記のいずれか1項目を記述すること。

- ・ICT活用工事における実施内容について生産性向上の取組
- ・ICT活用工事における実施内容以外で施工の効率化や新技術の活用

③ 全国統一された考え方による、記載内容の変更

○ 技術提案の改善 オーバースペックの考え方の統一

WTO対象工事において、1つの提案項目に複数の着目対象について提案を行う複数提案や、過度なコスト負担を要する提案を誘発させないため、入札説明書等に下記を追記する。
(令和4年度の入札公告から運用予定)

入札説明書に追記

技術提案については、1つの提案項目は1つの着目対象（○○対策、等）に限って設定すること。
複数の着目対象に対する提案技術を1つの項目に記載した場合には、当該提案項目については、
加點評価の対象としない。

○.過度なコスト負担を要する提案は、優れた提案であっても、加點対象としない。
「過度なコスト負担」の考え方：

① 発注者が示す『要求水準』に対して過剰なもの

管理基準の厳格化、要求水準に対して過剰な材料・配合・数量及び工法例）・排水基準（ss・pH）、騒音値等の厳格化
・高強度材料、重防食等へのグレードアップ
・ポーリング、観測機器、監視員等の追加

※ただし、効果確認のための観測機器の設置等は除く

② 提案の履行に要する『費用』が高価なもの

技術的な工夫や配慮（要素技術の活用は可）の域を超える

③ 提案の『効果』が十分でないもの

費用（工夫・配慮の手間を含む）に見合った効果（品質確保、生産性向上等）が期待できない

対 応

- 業務成績評定をより総合評価に反映させるため、**評価点の内訳を業務成績評定の平均点幅、2点から1点に見直し。**
- 評価基準の最高評価の対象を**全国の評価に合わせて84点以上から80点以上に見直し。**

加点区分(現行)

	成績評定点	配点※
①	84点以上	8点
②	82点以上84点未満	7点
③	80点以上82点未満	5点
④	78点以上80点未満	4点
⑤	76点以上78点未満	3点
⑥	74点以上76点未満	1点
⑦	60点以上74点未満	0点
⑧	60点未満	選定しない



加点区分(見直し案)

	成績評定点	配点※
①	80点以上	8点
②	79点以上80点未満	7点
③	78点以上79点未満	6点
④	77点以上78点未満	5点
⑤	76点以上77点未満	4点
⑥	75点以上76点未満	3点
⑦	74点以上75点未満	1点
⑧	60点以上74点未満	0点
⑨	60点未満	選定しない

※配点はプロポーザル方式の特定段階における管理技術者評価の例